

ICTイノベーション創出チャレンジプログラム
(I-Challenge!)

業務支援機関及び不正等監視機関業務要領

平成30年2月

総務省国際戦略局

技術政策課

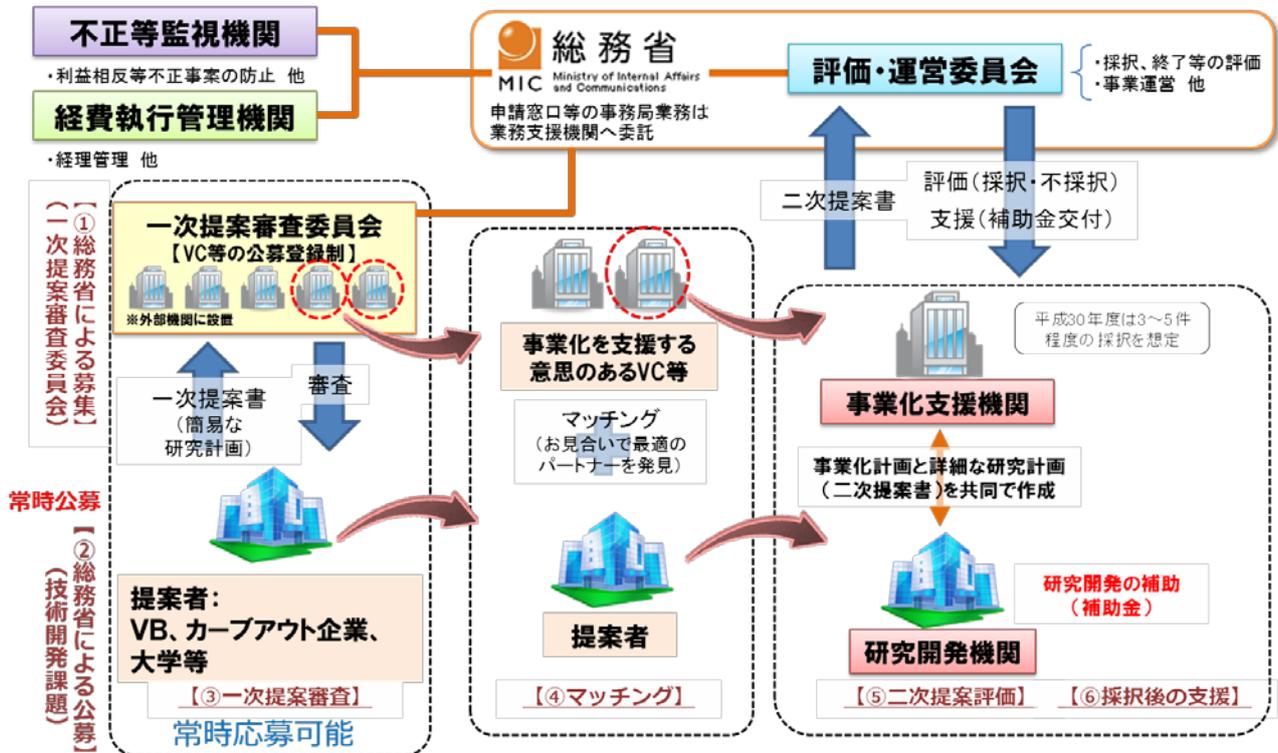
I 業務支援機関及び不正等監視機関（共通）

1. 業務の目的

補助金の交付及び執行等に係る支援業務を行うことにより、平成30年度「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」（以下「本事業」という。）の適正な執行が図られることを目的とする。

2. スキーム

総務省と業務支援機関及び不正等監視機関との間で業務委託契約を締結し、本事業を推進するための体制を構築する。各組織の関係は、下図を参照。



図：平成30年度「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」スキーム概要

また、各機関の基本的な役割分担は次表のとおりとし、総務省、業務支援機関、不正等監視機関及び総務省が別途契約する経費執行管理機関が連携し、効率的かつ効果的な業務の執行を図る。

表 各機関の役割分担

機関	担当内容
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募 ・ 補助金交付決定 ・ 評価・運営委員会の設置・運営 ・ 追跡調査、事業化報告受領 等
評価・運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次提案審査委員会候補機関の決定 ・ 二次提案の採択評価 ・ 継続評価・終了評価・追跡評価 等
業務支援機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次提案審査委員会の設置及び運営 ・ 二次提案申請支援 ・ 研究開発の実施支援 ・ 評価・運営委員会の活動支援 ・ 情報発信、成果普及、イベント等の運営に係る業務 等
不正等監視機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理処理解説及び FAQ の作成、維持管理、年度内更新 ・ 応募者等に対する経理処理解説及び FAQ に関する説明 ・ 補助金交付申請書の検討 ・ 総務省に対する経理的な視点からのアドバイス ・ 一次提案審査委員会候補機関、一次提案を行う機関に係る反社会的勢力等に関する確認 等
経費執行管理機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業者からの質問に対する対応、経理処理解説及び FAQ に関する説明、事業の進捗状況に係る月次報告の受け取り ・ 補助事業に係る中間検査の業務 ・ 補助事業に係る額の確定検査の業務（不正使用事例の確認を含む） 等

II 業務支援機関業務概要

業務支援機関は、以下に示す業務を実施すること。

(1) 一次提案審査委員会の設置及び運営

受託事業者は、効率的かつ効果的に一次提案審査委員会を設置するとともに、運営する。また、総務省が実施する一次提案審査機関及び研究開発機関の公募に係る問合せ、及び書類の受付対応を行い、本事業にふさわしい応募者を集める。

- 研究開発機関の一次提案の審査を行う「一次提案審査委員会」に関する書類（設置要項、利益相反基準、審査基準等）を作成する。
 - 総務省が行う一次提案審査委員会の公募（年度当初だけでなく、年度途中の追加公募も予定）を受け、公募に関する問合せへの対応等を行う。
 - 応募者（応募総数 40 件程度（※））を想定。平成 29 年度実績は、50 機関）の情報を整理する。
 - 上記手続については、平成 29 年度に設置された一次提案審査委員会に参加する機関については、平成 30 年度においても継続的に参加する意思の有無を個別に確認し、参加意思を有する機関に関しては、簡易的な手続により応募を受け付ける。
 - 平成 30 年度一次提案審査委員会候補機関の応募状況等について不正等監視機関へ報告するとともに、評価機関として総務省が設置する評価・運営委員会に諮る。
 - 総務省からの一次提案審査委員会候補機関の決定通知を受け、一次提案審査委員会を設置する。
 - 総務省が行う研究開発機関の公募（原則として、支援額が予算額の上限に達するまで常時行うものとする。）を受け、公募に対する問合せへの対応等を行う。
 - 研究開発機関の応募者（応募総数 50 件程度（※））を想定。平成 29 年度実績（1 月末現在）は、31 件）の情報を整理し、不正等監視機関へ報告するとともに、一次提案審査委員会を開催し、一次提案審査を実施する。
 - 一次提案審査結果を総務省及び応募者へ通知する。
- ※ 想定件数は、確約されるものではない。

(2) 二次提案申請支援

受託事業者は、一次提案を行う機関と事業化支援のための協働意思を持つ一次提案審査委員会構成機関との間で有効なマッチングが図られるよう、支援する。また、マッチングが成立した際に、適切な二次提案書が速やかに作成されるよう、申請支援等（20 件程度を想定（※）、平成 29 年度実績（1 月末現在）は 22 件）を行う。なお、支援対象には、平成 27 年度から平成 29 年度事業の期間中に一次提案を行った事業者も含まれる。

- 一次提案を行う機関と事業化支援のための協働意思を持つ一次提案審査委員会構成機関とによるマッチングを支援する。
 - マッチングが成立した後、二次提案書の作成及び e-Rad を通じた提案書の提出手続等に関する説明を行うと共に、二次提案書の作成及び e-Rad を通じた提案書の提出を支援する。
- ※ 想定件数は、確約されるものではない。

(3) 研究開発の実施支援

受託事業者は、補助事業者（本事業の補助金の交付を受ける研究開発機関）により実施される研究開発の適切な進捗がなされるように、進捗状況管理、額の確定検査等に向けた業務支援を行う。なお、支援対象には平成 29 年度事業の期間中に採択及び交付決定を行った事業者も含まれる。

- 総務省への補助金交付申請書の作成を支援する。
- 補助事業者の事業進捗状況を確認し、必要な補助金に係る申請手続（中止や変更等）等の指示や支援を行う。
- 補助事業者からの事業の実施に関する質問に対して、経費管理執行機関及び総務省と連携を図りながら対応する。
- 補助事業者の実績報告書等の確認・修正・受領を行う。
- 補助事業者において概算払の希望がある場合には、必要性等を確認のうえ、対応を行う。
- 評価・運営委員会が行う継続評価、終了評価及び追跡評価の実施に向け、補助事業者を支援する。
- 研究開発終了後、補助事業者に対し、事業の実施報告等の作成を指示し、同報告を総務省へ提出する。
- 上記の業務の中で、補助事業者の不正行為等が疑われる場合、不正等監視機関に事例を報告し、処分を仰ぐ。

(4) 評価・運営委員会の活動支援

受託事業者は、円滑な事業運営を図るため、評価・運営委員会の活動を支援する。

- 評価・運営委員会において、採択評価、継続評価、終了評価、追跡評価等を適切に行うために必要な支援を行う。

(5) 情報発信、成果普及、イベント等の運営

受託事業者は、本事業の効果的な情報発信、成果普及、イベント等の運営を行う。実施方法については下記の手法などが例に挙げられる。

- Web
- 動画
- PR 冊子
- イベント
- その他

(6) その他

- 業務終了時の事務局活動報告（事業者とのコミュニケーション履歴等）
- その他

Ⅲ 不正等監視機関業務概要

受託事業者は、補助事業者（本事業の補助金の交付を受ける研究開発機関）において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）及び先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」）等に基づく適切な補助金の執行がはかられるよう、以下の業務を行う。

(1) 経理処理解説及び FAQ の作成、維持管理

受託事業者は、補助事業者による補助金の適切な執行が、必要最小限の負荷により可能となるよう、平成 29 年度版の経理処理解説に係る解説書及び FAQ を元に必要な改定を加えたうえで平成 30 年度版を作成するとともに、経費執行管理機関と連携してそれらの維持管理を行う。

(2) 補助事業者に対する経理処理解説及び FAQ に関する説明

受託事業者は、(1)により作成した経理処理解説及び FAQ について、総務省、業務支援機関、経費執行管理機関及び応募者に対して配布を行うとともに、説明を行う機会を設け、十分な説明を行う。

- 一次提案審査委員会の公募は、事業期間を通じて応募総数 40 件程度（※）を想定
- 一次提案審査機関の公募は、年度当初及び年度途中の追加公募を予定。
- 研究開発機関の公募は、事業期間を通じて応募総数 50 件程度（※）を想定。
- 研究開発機関の公募は、原則常時行うものとする。

※ 想定件数は、確約されるものではない。平成 29 年度実績は、Ⅱ参照。

(3) 補助金交付申請書の検討

受託事業者は、応募者が提出した二次提案書及び本事業の補助金の交付を受けようとする事業化支援機関及び研究開発機関が作成した補助金交付申請書の経費の内容について、経理処理解説に係る解説書に照らした検討を行う。

- 二次提案書については、資金計画の妥当性の評価及び利益相反の確認を行い、その結果を評価・運営委員会に報告する。
- 補助金交付申請書については、業務支援機関による作成支援と連携して、経費の内容を検討する。

(4) 総務省に対する経理的な視点からのアドバイス

受託事業者は、補助事業者の事業進捗に応じて総務省及び経費執行管理機関が行う、補助事業者の事業計画及び資金計画に関する検討について、経理的な視点からのアドバイスを行う。

- 補助金に係る申請手続き（中止や変更等）について、事業の進捗状況と資金計画の整合性を経理的視点からアドバイスする。
- 経費執行管理機関が行う中間検査及び確定検査について、補助金交付申請書の経費の内容との整合性を経理的な視点からアドバイスする。

- (5) 一次提案審査委員会候補機関、一次提案を行う機関に係る反社会的勢力等に関する確認
受託事業者は、業務支援機関から提供される一次提案審査委員会候補機関あるいは一次提案を行う機関に関する情報を踏まえ、反社会的勢力等に関する確認を行い、その結果についてそれぞれ評価・運営委員会又は業務支援機関へ報告を行う。
- (6) その他の本事業における不正等の監視に必要となる事項についての対応
その他、本事業における不正等の監視に必要となる事項についての対応を行う。特に、利益相反、補助金の不正使用等の疑いが生じた場合においては、関係者への聞き取り調査、信用調査その他必要な方法により、不正等が生じているかどうかの確認を行い、その結果について総務省へ報告を行う。また、総務省と経費執行管理機関の契約が成立するまでの間、経費執行管理機関の業務を行う。